豊川市教育委員の葬祭等に関する基準

豊川市教育委員の葬祭等に関する基準を、下記のとおり定める。

1　葬儀関係

①　豊川市教育委員会の支弁する弔費等に関しては、別表のとおりとする。
　なお、個人的な交際範囲に関しては、この限りではない。

②　学校関係者の通夜、葬儀への出席については、原則１名、事務局１名の同行とする。

③　通夜・葬儀に出席の範囲は、豊川市・宝飯四町とする。その他の地域については、原則として欠席とするが、その都度判断する。

④　教育委員本人、同配偶者・子・父母については、連絡し、通夜・葬儀とも出席を原則とする。

⑤　前・元教育委員、他市町の教育委員については、随時判断し対応する。

⑥　学校医・学校歯科医、同父母等、教育委員会に所属する各種委員の通夜・葬儀については、原則として欠席とし、事務局が対応する。

⑦　愛知県教育委員会、東三河教育事務所関係職員等については、学校教育課と協議し、事務局が対応する。

2　見舞関係

①　１ヶ月以上の長期療養者＊については、５，０００円の見舞金を交付するものとし、事務局が対応する。
　＊この場合の長期療養者の範囲は、校長、教頭、教育委員、事務局職員とする。

別紙

教育委員会の負担にかかる弔費等

（平成１２．８．１現在）

対　象　者	淋見舞	花輪	香　料	教育委員の対応			備　　考
				連絡	通夜	葬儀	
校長、教頭(管理職)	2，000円相当	1本	5，000円	○	1人	1人	※校長の場合は、記者クラブ（15部)、秘書課、議会に連作。
校長、教頭の配偶者・子・実父母(義父母含む)（市教委在職経験教員含む）	2，000円相当	1本	3，000円(5，000)	○	1人	1人	※校長会等の役職者の香料5000
教員	2，000円相当	1本	3，000円	○	1人	1人	
教育委員	2，000円相当	1本	5，000円	○	○	○	東三事務所管内の教育委員会に連絡
教育委員の配偶者・子・実父母（義父母含む）	2，000円相当	1本	3，000円	○	○	○	
前、元教育委員	2，000円相当	1本	3，000円	○		随時	同期の委員に連絡
他市町（東三事務所管内）の教育委員（東三事務所から連絡）			3，000円	○		1人	関係市町と協議・弔電
他市町の委員長・教育長の父母(義父母含む)			3，000円			1人	関係市町と協議・弔電
三河部都市教育長協議会の委員			3，000円				会長市・教育長と協議
学校医・学校歯科医		1本	5，000円				
学校医・学校歯科医の父母(義父母含む)			3，000円				
教育委員会に所属する各種委員			3，000円				
県教育委員会･東三河教育事務所関係			3，000円				学校教育課と協議・弔電

○記者クラブへの連絡　------- 課長：本人

└--- 次長以上：本人・配偶者・父母